

様式第一号（二）（第九条及び第二十条関係）

(第1面)

ボリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（処分業者用）

都道府県知事
(市長)

殿

平成 29 年 5 月 15 日

届出者 住所 ○○県○○市○○番○○号
 氏名 ○○工業株式会社 代表取締役 ○○
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 ○○○-×××-□□□□

ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 28 年度のボリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

事業場の名称	○○株式会社 △△△事業所				
事業場の所在地	○○県○○市○○番○○号				
処分業の許可番号	第○○○○○○○○○○○○○○号			電話番号	○○○-×××-□□□□
保管の場所	①○○市○○番○○号 ②○○市○○番□□号	(※保管事業場内で複数の住所がある場合記入)			

①前年度の3月31日に保管していたボリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				台数又は容器の数 (1台当たり重量×台数)	受託年月日	処分委託者の名称及び事業場の所在地	委託者の事業場における番号	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月					
26-001	変圧器(トランジス)	2000 KVA	東京芝浦電気(株)	JEC-168	S44. 1	不燃(性)油	1 台	6,500.0 kg 高濃度	H28. 12. 3 ○○工業株式会社××事業所××県××町○○番○○号	16-003 ①に保管
26-002	コンデンサー(3kg以上)	100 KVA	日本コンデンサ工業	TBP-36100RI	S44. 1	DF式	1 台	85.0 kg 高濃度	H28. 12. 3 ○○工業株式会社××事業所××県××町○○番○○号	16-003 ②に保管

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に処分を受託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				台数又は 容量 (1台当たり 重量×台数)	総重量 (1台当たり 重量×台数)	濃度 区分	受託 年月日	処分委託者の名称及び 事業場の所在地	委託者の事業 場における番号	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月							
28-001	リアクトル	200 KVA	三菱電機 (株)	Z313657	S39. 4	不燃(性) 油	1 台	1,000. 0 kg	H28. 8. 8	(株) ▽▽▽ ××県××町○○番○○号	18-001	

③前年度中に処分したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					台数又は 容量 (1台当たり 重量×台数)	総重量 (1台当たり 重量×台数)	濃度 区分	処分 年月日	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等					
28-001	リアクトル	200 KVA	三菱電機 (株)	Z313657	S39. 4	不燃(性) 油	1 台	1,000. 0 kg	H28. 12. 3		
26-002	蛍光灯用安定器	400 W	松下電工 (株)	GZ-4021FA-1	S44. 1	不明	300 台	700. 0 kg	H29. 1. 8		

④ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物

番号	廃棄物の種類	処分後の 廃棄物の種類	処分年月日	処分後の廃棄物に係る 処分先の名称及び所在地	参考事項
28-001	リアクトル	紙くず、木くず	H29. 2. 3	○○ (株) ▽▽県××市○○番○○号	
26-002	蛍光灯用安定器	スラグ	H29. 3. 1	■■ (株) ○○府××市△△番○○号	

(第3面)

備考

1. この届出書は、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
4. 「廃棄物の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
5. 「廃棄物の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の鉛板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
6. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ボリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
7. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ボリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。そのものについては、容器込みでの重量を記載すること。
8. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ボリ塩化ビフェニル廃棄物の略称、「低濃度」とは高濃度ボリ塩化ビフェニル廃棄物以外のボリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
9. 「受託年月日」の欄には、保管事業者からボリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託を受けた年月日を記入すること。
10. 「処分委託者の名称及び事業場の所在地」の欄には、処分委託者がその委託の直前までボリ塩化ビフェニル廃棄物を実際に保管していた事業場の所在地を記入すること。
11. 「参考事項」の欄には、その他処分の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。
12. ③の「処分年月日」の欄には、各廃棄物について、その保管の場所をそれぞれ特定して記載すること。
13. ④の「処分年月日」の欄には、受託したボリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物が処分された年月日を記入すること。
14. 「処分後の廃棄物に係る処分先の名称及び所在地」の欄には、ボリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物が処分された年月日を記入すること。
15. この届出に係るボリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理条例第12条の3第1項の規定により交付された産業廃棄物管理条例票又は同条第2項後段の規定により回付された産業廃棄物管理条例票をいい、同条第3項若しくは第4項又は第12条の5第5項の規定により最終処分が終了した旨を記載したものに限る。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したもの添付すること。ただし、6月30日において、当該処分した後の廃棄物に係る産業廃棄物管理条例第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理条例票の写し（産業廃棄物管理条例第12条の3第3項若しくは第4項又は第12条の5第5項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理条例票の写しの送付のあった日から10日以内に提出すること。
16. 15の場合において、電子情報処理組織を使用するため添付すべき書類を添付することができないときは、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したもの添付すること。
17. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
18. 都道府県知事が定める部数を提出すること。